

山城国人狛氏と一族の地域的展開

馬 部 隆 弘

はじめに

山城国相楽郡狛野荘の狛氏は、山城国一揆を構成した山城国人の一つと想定される。かかる国人の家伝文書は狛文書がほぼ唯一の存在であるため、狛氏の研究は比較的蓄積がある。山城国一揆に関するものは枚挙に遑がないので狛氏に焦点を当てたものに絞ると、自治体史における熱田公氏や鎌田道隆氏の論考がまずあげられる^①。また、小西瑞恵氏は戦国期を対象に、臼井進氏は織田期を対象に、そして吉田ゆり子氏はそこから近世への展開を対象に分析している^②。

狛文書のほかにも流出した狛家の文書群が存在するが、右の研究ではほとんど顧みられたことがない。ただし、文書群の存在そのものが知られていないわけではなく、近江の六角家中にも狛氏^③がおり、村井祐樹氏や新谷和之氏はその家の関連文書と捉えている^④。現在、山城郷土資料館に寄託される狭義の狛文書については田中淳一

郎氏が整理しているが、ここでも流出分については触れられていない^④。よって、流出分を加えることで、狛氏の経歴を補完することができるであろう。

狛氏の経歴については、「狛左馬亮殿古書写」という史料にもまとめられている^⑤。ここには、狛家に伝わった文書も写されている。ただし、表紙に「椿井家記録内」と記されるように、この史料は椿井文書と呼ばれる椿井政隆が作成した偽文書群のうちの一つである^⑥。すでにこの史料に対しては熱田氏がいくつかの疑義を呈しているが、狛氏に関する新たな情報を踏まえると、これまでとは異なる視点から史料批判を加えることもできるだろう。特に「狛左馬亮殿古書写」で注目したのは、永正三年（一五〇六）に山城を退去した狛氏が近江へ下向し、六角氏に仕えたとされることである。この点について熱田氏は、「近江退去はかならずしもありえない話ではないが、それを証明するためには、滋賀県下を含めて、さらに史料を博捜せねばならない」と展望を述べるに留めている。

六角家中の狛氏については、近江の狛（高麗）長者の子孫とする説がある一方で、相楽郡の狛一族である可能性が示唆されることもある⁽⁷⁾。また、撰津守護代の薬師寺家に寄子として属している狛氏も狛野荘からの分流と考えられるが、その明証が得られているわけではない。このように狛氏が各地に展開している可能性はみてとれるが、それがネットワークとして捉えられることはなかった。そもそも、畿内近国における中世の武士団や同族ネットワークに関する研究史は分厚いが、平安末期から室町前期に関心が集中しており、戦国期独自の事態についてはあまり明らかにされていないように思われる⁽⁹⁾。

以上のような課題意識に加え、先述のように山城の狛氏と近江の狛氏を混同する事態も生じていることから、今こそ熱田氏が展望した作業に取り掛かり、各地に展開する狛氏それぞれの関係性を整理するべきであろう。そして、そのネットワークの姿が浮かび上がれば、これまで一国人としてしか捉えられてこなかった狛野荘の狛氏も、同族連合の核という全く異なる姿として映るに相違ない。

そこで本稿では、まず流出分も含めて狛家文書の全貌を捉え直すこととする。また、未紹介のものは適宜翻刻する。そのうえで、狛野荘の狛氏について出自も含めた来歴について再考を加える。そして、薬師寺家寄子や六角家中の狛一族が狛野荘からの分流にあたるか否かを検討するのが次なる課題となる。ただし、焦点はその二つに絞ることなく、それ以外の事例も可能な限り加えながら、狛一族

が各地に展開していった様子をより詳細に描きたい。

一 狛野荘の狛氏

1 中世文書の構成

狛家文書のほか、流出したものも含んだかたちで織豊期以前における狛家文書の全体像を復元すると、【表】のようになる⁽¹⁰⁾。【表】から史料を引用する際は、便宜のため編年番号と文書番号を組み合わせて「IE二」の如く表記する。

小林凱之氏が山城郷土資料館に寄託した狛家の文書は、「2A二」から「4A一七」までのA群一七点（以下、狛文書）である。これは、寛文一一年（一六七二）に狛忠成が織田家へ仕官する際にかつての家臣たちである「狛連中」に預けたものと考えられ、上狛村の小林家で長らく保管されてきた。また、国立歴史民俗博物館が所蔵する狛家の文書は、「3B二」から「33B三」までのB群三点（以下、歴博本）である。明治四二年（一九〇九）頃に作成された東京大学史料編纂所の小林文書謄写本（以下、謄写本）には、狛文書のうち「12A六」と「4A一七」を除いた一五点と、歴博本の三点、そしていずれにもみえない「28C二」と「25C二」のC群二点を加えた、計二〇点が書写される。「12A六」はおそらく写しそびれで、「4A一七」は包紙のみなので除外されたと考えられる。よって、これらを合わせた二二点が明治末年頃の狛家文書の構成と推

【表】狛家文書一覧

編年番号	年月日	差出	宛所	文書番号	翻刻
1	(文明元).10.29	(細川)勝元	狛山城守(秀)	E 二	本稿【史料 2】
2	(文明 2).7.28	(細川)勝元	狛山城守(秀)	A 一	狛文書 1 号
3	(文明 4).10.17	狛山城守秀 (御牧カ)政長	(細川)勝元	B 一	『山城町史』史料編応仁の乱 87 号
4	(文明 4).11.17	(細川)勝元	狛新三郎	E 三	本稿【史料 3】
	(文明 4.11.17)	(細川)勝元	狛新三郎	A 一七	狛文書 24 号
5	明応 8.9.13	(飯尾)家兼	狛孫左衛門尉	A 二	狛文書 2 号
6	(明応年間).5.27	(遊佐)順盛	成身院(順宣)	A 四	狛文書 4 号
7	(永正年間).4.11	(奈良)元吉	狛吉三郎	A 七	狛文書 7 号
8	(永正 16).10.9	(細川)高国	狛吉三郎	E 四	本稿【史料 4】
9	享祿 3.10.15	筒井順興	狛	A 三	狛文書 3 号
10	(天文初期).10.25	(六角)定頼	狛	E 七	『戦国遺文佐々木六角氏編』1104 号
11	(天文前期).11.29	(高島)長直	狛孫一(光)	E 六	本稿【史料 5】
12	(天文前期).12.18	(大角)信直 (筒井)光就	狛孫一(光)	A 六	狛文書 6 号
13	(天文 11).3.10	(三好)政長	狛孫一(光)	E 一	『戦国遺文三好氏編』165 号
14	(永祿年間).8.1	(畠山)高政	酒匂刑部大夫	A 五	狛文書 5 号
15	(永祿元~7).7.25	(六角)義弼	狛治部大輔(光) 同吉三郎	E 一〇	『戦国遺文佐々木六角氏編』1217 号
16	(永祿 9 カ).10.13	(六角)承禎(義賢)	狛治部大夫(光) 同吉三郎	E 九	『戦国遺文佐々木六角氏編』1184 号
17	(永祿 10 カ).5.29	(六角)承禎(義賢)	狛吉三郎	E 八	『戦国遺文佐々木六角氏編』1158 号
18	(永祿 11 カ).2.15	(篠原)長房	狛吉三郎	E 五	『戦国遺文三好氏編』1385 号
19	(永祿 11).2.19	(牛嶋)義統	狛吉三郎	A 八	狛文書 8 号
20	(永祿 11).9.16	(三好)釣斎宗渭	狛吉(三郎)	A 九	狛文書 9 号
21	(元亀元).10.5	篠(原)右入恕朴(長房) 篠(原)孫四長重	狛左(馬進)	A 一二	狛文書 12 号
22	(元亀 2 カ).1.19	(十河)存保	狛左馬進	A 一一	狛文書 11 号
23	元亀 3.11	(織田)信長	狛左京亮(馬進)	D 一	『増訂織田信長文書の研究』352 号
24	(天正元カ).1.15	(織田)信長	狛左馬進	D 二	『増訂織田信長文書の研究』357 号
	(天正元カ).1.15	(織田)信長	狛左馬進	A 一五	狛文書 15 号
25	(天正 2 カ).12.4	塙喜三郎安弘	狛左馬進	C 二	『増訂織田信長文書の研究』530 号 参考
26	天正 3.8.11	伝 □	狛左馬進	B 二	『増訂織田信長文書の研究』530 号 参考
27	(天正 3 カ).8.13	(織田)信長	狛左□□(馬進)	A 一三	狛文書 13 号
28	天正元(4~5).7.5	こまさまのしん	-	C 一	『増訂織田信長文書の研究』376 号 参考
29	天正 5.7.10	(織田)信長	狛左馬亮(進)	A 一四	狛文書 14 号
30	(天正前期).5.14	堀久太郎秀政	武田左吉 林高兵衛尉 長坂助一	A 一六	狛文書 16 号
31	(天正前期).11.28	(柴田)勝家	狛左馬進	F 一	『増訂織田信長文書の研究』352 号 参考
32	(天正前期).12.21	鯨□□□□ 馬与右秀綱	狛左(馬進)	A 一〇	狛文書 10 号
33	天正 14.5.10	売主狛久三郎秀 口入上村孫三郎長	-	B 三	本稿【史料 6】

註) 文書番号のアルファベットは、それぞれ以下の文書群に属することを示す。なお、B は 9 点で 1 巻に軸装されるが、そのうち 6 点は狛家と無関係のものなので除外した。

A 狛文書(京都府立山城郷土資料館寄託、翻刻は本文註(4)田中論文)、B 狛文書(国立歴史民俗博物館蔵)、C 小林文書(東京大学史料編纂所謄写本)、D 古文書纂(京都大学文学部影写本)、E 酒井宇吉氏所蔵文書(東京大学史料編纂所影写本)、F 保阪潤治氏所蔵文書(同左)

定できよう。

京都帝国大学が作成した「古文書纂」に影写される「23 D 一」と「24 D 二」のD群二点（以下、狛家本）には、末尾に「右二通丹波柏原伯忠雄氏所蔵」という補註がある。ここから、原本は丹波柏原藩の織田家に仕えた狛家に伝わったものであることがわかる。狛家文書は小林家に多くが伝わっているが、織田家への仕官にあたって同家との由緒を示す信長朱印状「23 D 一」と信長黒印状「24 D 二」は狛家が所持し続けていたのである。事実、狛家文書に含まれる信長黒印状写「24 A 一五」には、狛家から「24 D 二」を一時的に預かった天保一〇年（一八三九）に写した旨が注記されている。

そのほか、昭和一七年（一九四二）七月に影写された東京大学史料編纂所の酒井宇吉氏所蔵文書影写本のうち、九丁から一九丁にかけてまとめて写される「13 E 一」から「15 E 一〇」までのE群一〇点（以下、酒井本）も狛家文書である。狛家文書は、上述のように狛家と小林家に分置されていたが、酒井本はもともと小林家に所蔵されていたと考えられる。なぜなら、狛新三郎宛て細川勝元書状「4 E 三二」の包紙が「4 A 一七」とみられるからである。したがって、織田家に仕官した後の狛家は信長に関するわずかな文書のみを所持し、それ以外は全て小林家に預けていたのであろう。

念のために述べておくが、東京大学史料編纂所的小林文書謄写本には「12 A 六」のような写しそびれはあったものの、E群一〇点を丸々見落としていたとは考えがたい。なぜなら、包紙のみの状態だ

ったからこそ「4 A 一七」は除外されたと推測されるからである。すなわち、見落としてはわずか一点のみとみるのが無難であろう。

酒井本の流出時期を推し量るにあたって着目したいのは、E群の末尾にあたる「10 E 七」から「15 E 一〇」までの四点である。これら四点は一括で成巻されたのち、次のような跋文が付されている。

【史料1】「10 E 七・17 E 八・16 E 九・15 E 一〇卷子装跋文」

右一卷者江州佐々木六角殿連枝、六角箕作定頼・同義賢・同義弼等三代之感状、所可為永珍者乎、

椿井應龍子（花押）

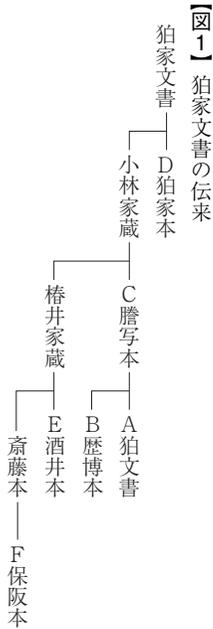
この跋文から、六角氏が差出のものに限定して椿井政隆が成巻したことがわかる。おそらくそれ以外の酒井本六点も椿井政隆が整理したものであろう。「狛左馬亮殿古書写」に掲載される狛家系図にも、狛治部大輔（狛修理進元綱）の部分に「六角承禎（系賢）入道感状アリ」と記されている。これは「16 E 九」に該当するとみられることから、椿井政隆は「狛左馬亮殿古書写」を作成する前に酒井本に接していたこととなる。ところが、「狛左馬亮殿古書写」に写される狛家文書は謄写本とほぼ共通し、酒井本は一切含まれない。

以上の状況から推測するに、椿井政隆は狛家文書を調査するにあたって、狛氏の歴史を語るうえで重要なものとそうではないものに二分したのであろう。そのうち重要なもののみが「狛左馬亮殿古書写」に写され、小林家に所蔵されることとなった。そして、重要ではなさそうなものは「狛左馬亮殿古書写」に写されることなく、椿

井政隆の手元に残されたと考えられる。小林家の承諾なくそのようなことをしたのならば、狛家の系図に「六角承禎入道感状アリ」と記すことはないはずである。また、椿井政隆が親戚たる小林家と親しくしていたことは、小林家住宅を描いた絵図からも知られる。よって、小林家承諾のもとで狛家文書の一部を入手したのであろう。明治二〇年代に入ると、椿井政隆が所持していた文書群は質入れ先の今井家で販売されるようになることから、その頃に流出したとみられる。

酒井本同様に、謄写本や「狛左馬亮殿古書写」にみられない狛家文書、つまり椿井家が所蔵していたと考えられるものは他にも確認できる。それは、斎藤猷氏所蔵文書と保阪潤治氏所蔵文書に含まれる柴田勝家書状「31F一」（以下、保阪本（斎藤本））である。前者の東京大学史料編纂所影写本は明治二年五月影写、後者は昭和二年二月影写なので、明治前期にはすでに流出していることが確認できるだけでなく、その後の所蔵者の遍歴も追うことができる。

以上の伝来過程を整理すると【図1】のようになる。



2 前期の狛氏

狛氏の出自はこれまで明確にされたことはないが、渡来系の高麗氏と結び付ける見方もある。例えば先述の小西氏は、渡来系の南都楽人狛氏とその系譜を引く槇島惣官家に、狛野荘の狛氏を並べて分析している。小西氏は、両狛氏を同族だと明言しているわけではないが、結果として狛野荘の狛氏の分析が楽人狛氏の先行研究として扱われることもある¹²⁾。狛野荘という地名の語源は高麗に求められるが、他所から来て狛野荘に土着した山城国人が地名を名字とした可能性も視野に入れておく必要があるだろう。

狛氏の確実な初見は嘉吉二年（一四四二）で、大和の般若寺坂辺における合戦に参加していることが確認できる¹³⁾。ただし、永祿八年（一五六五）の記録に、永享九年（一四三七）に椿井一門の高林氏と狛氏が対峙した旨が記されていることから、それ以前より狛野荘に根付いていたと推察される。

応仁・文明の乱にあたって狛氏は東軍につき、細川勝元に近づいていたことは「2A一」や「3B一」などから知られていた。酒井本には、その時期で未紹介のものがさらに二点含まれる。

【史料2】「1E二」

去廿六日於宇治出陣之由、注進到来候、尤以神妙之至候、申合（先見）成身院、弥可抽戦功候也、謹言、

十月廿九日（文明元年）

勝元（細川）（花押）

狛山城守殿（巻）

【史料2】は、文明元年（一四六九）一〇月二十六日の「（改号院）光宣法印辰下剋出陣、為令發向法性寺、引率当国衆徒・国民等并山城国人了、今日可著宇治蒔嶋館」という出来事と内容が合致する。（15）すなわち、ここでの「山城国人」に狛秀が含まれていたことを確認できる。宇治に出陣した筒井順弘の弟である成身院光宣に従っているように、狛家は大和の筒井家と常に近い関係にあった。

【史料3】「4E三」

去月十六日下狛敵城責落時致忠節之由、大将注進候、尤以神妙
 弥可抽戦功候也、謹言、

（文明四年）
 十一月十七日

狛新三郎殿

（細川）
 勝元（花押）

【史料3】は、文明四年一〇月一六日の「今暁筒井律師率大勢寄事於徳政発向、木津進発之由相触之、不遷時剋打寄下伯之大北之城（和）而、大内代官杉十郎責落之」という出来事と内容が合致する。（16）このとき西軍の大内勢に落とされた下狛の大北城は、後述する大北氏の本拠であった。

右の合戦の翌日には、狛氏から細川勝元に対して「3B二」の軍忠状が提出されている。それによると、このときの狛家当主は「山城守」の受領名で、諱は「秀」の一字名を用いている。ここでは、狛秀自身のほか狛五郎右衛門尉・狛三郎左衛門尉・御牧三郎と中間の軍忠を報告している。狛新三郎は狛秀の子息で、文明一五年に戦没した人物である。（17）【史料3】によると、新三郎の軍忠は「大将」

が報告していることから、狛氏の軍事編成には組み込まれていなかったようである。おそらく、当主として狛秀が狛野荘にいるのに対して、狛新三郎は細川京兆家に出仕して勝元により近い立場で働いていたのであろう。

ここで注目したいのは、「狛左馬亮殿古書写」に所収される狛家系図である。これの内容はかなり疑わしいが、狛野荘の狛氏を渡辺党の末流とする点には留意したい。なぜなら、一字名という渡辺党が想起されるからである。椿井政隆が作成した系図では、狛山城守に該当する人物の諱を「秀盛」としているように歴代の諱を二字としており、「秀」という一字名を用いたことは把握していないが、渡辺党とする何らかの根拠はあったようである。

渡辺党の系譜を引いていることが事実であれば、山城国人の狛氏は渡来系ではなく源氏の系統で、地名を名字として用いたということになる。また、楽人の諱は二字なので、各地にいる狛氏が一字名であれば、狛野荘の狛氏から分流したと推測することも可能となる。その逆に、狛一族が渡辺党だとすると、二字名であれば同族ではないとも判断しうる。例えば、「3B二」の軍忠状では狛秀と名字が記されない「政長」が連署しているため、それをもとに「狛左馬亮殿古書写」所収の系図では狛山城守秀盛の弟が政長とされているが、二字名の人物は狛一族ではない可能性が高い。名字を記す必要性が低かったとすれば、政長の名字は御牧とみるのが穏当かと思われる。

以上を踏まえたうえで、渡辺党たる狛氏が狛野荘に進出してきた背景について推測しておく。狛野荘と同様に木津川沿いですぐ北に位置する東大寺領玉井荘では、寿永元年（一一八二）に渡辺党の「源呢」が下司職に補任され、建仁元年（一一二〇）には子息の法師丸にその立場が譲られている。⁽¹⁹⁾ 呢の補任は住人の狼藉を鎮めるためであったといい、その武力を期待された様子が窺える。直前の治承五年（一一八二）に下司職に補任されている「源守」も、一字名なので渡辺党の者であろう。玉井荘の下司職は結果的に渡辺党には引き継がれなかったが、⁽²¹⁾ 同様の形で渡辺党の者が狛野荘の下司職に就いた可能性は十分に想定しうる。

注目したいのは、呢が下司職にあった時期と重なる建久八年（一一九七）に、「狛六郎」が玉井荘の下司職に「如元」補任されていることである。⁽²²⁾ つまり、呢と狛六郎は交互に下司職に就任したのである。この狛六郎は「源」とはされないので、渡辺党の狛氏とは別の一族に違いない。ここで想起されるのは、宇治の槇島惣官家が楽人の狛氏出身という事実である。以上の点から、渡辺惣官家と槇島惣官家の両勢力が、競い合うように荘官として木津川沿いに進出していた様相を思い浮かべることができよう。⁽²³⁾

なお、狛秀は明応七年（一四九八）四月一六日に没する。⁽²³⁾ そのため、狛家の本領は明応八年に「5A2」の京兆家奉行人奉書にて狛孫左衛門尉に対し安堵されるが、この名はここにしか見出せない。永正五年（一五〇八）には「狛山城守」の名がみえるので、それま

でに先代の受領名を踏襲したのである。⁽²⁴⁾ このとき狛山城守は細川澄元に与同したため、それに勝利した細川高国から闕所処分を受けている。これ以前から狛野荘内では狛氏と椿井氏が長らく対立していたので、高国方についた椿井氏に狛山城守は追われる形となったようである。その後、永正八年に四国から上洛を図った澄元に狛山城守が与同していることを確認できる。⁽²⁵⁾

3 後期の狛氏

永正一二年（一五一五）までに、狛吉三郎が狛野荘で椿井氏と共存するようになる。⁽²⁶⁾ 狛山城守が細川高国に徹底抗戦していることに加え、それ以前の狛氏に吉三郎を称する者がいないことや以後に山城守を称する者がいないことを踏まえると、吉三郎は山城守とは別系統の狛氏である可能性が高い。その頃の狛吉三郎は、細川高国の被官となり、「7A7」にみえるように京兆家の有力内衆である奈良元吉のもとに編成されていた。

【史料4】「8E4」

〔⁽²⁶⁾職上書〕「狛吉三郎とのへ 高国」

至和州^(福光)島山式部少輔為合力、差下軍勢候、各申談相催人数、別而抽忠節者可褒美候、猶奈良^(元吉)修理亮可申候、謹言、

〔⁽²⁶⁾全一六号〕
十月九日

〔⁽²⁶⁾細川〕
高国（花押）

狛吉三郎とのへ

ここからも、狛吉三郎が奈良元吉のもとに編成されていることを

確認できる。永正一六年八月に、細川高国は畠山順光の大和攻めに合力するよう足利義種から依頼されていることが知られるが、それに応じたのは【史料4】から一〇月段階であったことが新たに判明する。そして、一〇月二十七日に「和州京勢大略打死云々」とみえるように大敗した。⁽²⁸⁾

その後、永正一七年に澄元方の三好之長が上洛してくると、狛吉三郎はそれに同調したようである。⁽²⁹⁾ よって、高国勢が三好之長を殺害して澄元勢を駆逐すると、狛野荘にはいられなくなったと思われる。その直後に澄元は没してしまいが、息子にあたる晴元の軍勢は大永七年（一五二七）の桂川合戦で高国勢を駆逐し、やがて畿内を掌握する。かくして状況が調うと、それ以後に狛氏も狛野荘に還住したようである。

天文一一年（一五四二）に細川晴元の有力内衆である三好政長から送られた書状「13 E 一」では、宛所が狛孫一となっている。細川晴元の被官で高畠長直の寄子にあたる大角信直と筒井光就の連署書状「12 A 六」も、同じく狛孫一が宛所となっている。大角信直と筒井光就の二人がともに長直の寄子という立場にある時期は、天文一〇年前後に絞られる。⁽³⁰⁾ このように天文一〇年前後には狛孫一が狛家の当主となっていた。

その直前の享祿三年（一五三〇）という年紀のある「9 A 三」の筒井順興書状では、宛所が「狛」のみとなっている。⁽³¹⁾ 「京兆御出張無御油断候」とみえることから、四国から晴元が進出してまもなく

で、まだ不安定だった時期のものと思われる「10 E 七」も、同様に宛所が「狛」のみとされる。これらより、狛孫一が登場する直前の天文初期までは、幼少などの理由で狛氏には明確な当主が不在だったようである。

【史料5】「11 E 六」

（宛職上書）

高畠甚九郎

狛孫一殿

長直

御返報

」

就其表行之儀、預御状候、殊仁体被越申、令披露処、無式之御覚悟神妙旨被成 御賞候、幸両赤澤方被越申条、弥被相談可被抽忠節之旨、能々心得可申由被仰出候、恐々謹言、

十一月廿九日

長直（花押）

狛孫一殿

御返報

大角信直と筒井光就の寄親にあたる高畠長直の書状である。長直は天文一七年七月の細川邸御成にあたって伊豆守の受領名を得ているので、⁽³¹⁾ 天文一六年以前に年代が絞られる。高国権力のもとでは狛吉三郎は奈良元吉の指揮下に属していた。狛氏と対抗関係にある椿井氏も元吉の寄子であった。⁽³²⁾ それに対して晴元権力下では、「両赤澤」の軍事指揮系統に属していることも【史料5】からはわかる。この「両赤澤」について簡単に検討しておきたい。

大永七年の桂川合戦後、狛氏は赤沢新次郎と同陣していたとされ

る。⁽³³⁾ 赤沢新次郎は澄元段階から上洛戦を支えていた人物である。⁽³⁴⁾ 晴元権力下で京都から奈良へ派遣される勅使の「城州中□次」⁽³⁵⁾ における送迎を担ったのは、その後継者と考えられる赤沢新次郎であった。⁽³⁶⁾ それとは別に、桂川合戦後に奈良に進出した赤沢大和守堯須なる人物もいる。⁽³⁶⁾ 彼は書中で「可為如軒主之時」と述べているように、⁽³⁶⁾ 沢蔵軒こと赤沢朝経の後継者を自認していた。【史料5】でいう「両赤澤」とはこの両家を指すものと思われる。

永禄年間のものと考えられる「15E一〇」と「16E九」に名のみえる狛治部大夫は、年齢を重ねた狛孫一ではないかと想定される。なぜなら、狛吉三郎が連名で宛先とされるからである。つまり、自身の先代にあたる吉三郎の仮名を嫡子に与えたとみることができ。狛治部大夫の初見は天文一八年の江口合戦直後で、大和の鷹山氏へ宛てた書状に「狛治部大夫光」と署名している。⁽³⁷⁾ この一例からも、狛家の歴代当主は一字名であったことが裏付けられよう。また、それとほぼ同時に狛光は三好長慶によって闕所処分とされるが、そこでは「狛孫一」の呼称のままである。⁽³⁸⁾ よって、孫一から治部大夫への改称は天文一八年のことと考えられる。

狛吉三郎に宛てた牛嶋義統書状「19A八」の文中に「去年御親父預御札候」とみえるように、三好家の分裂を好機とみた狛光は松永久秀と結ぶ椿井家に対抗して、永禄一〇年（一五六七）から三好三人衆とつながりを持ち始める。それとほぼ同時のものと推測される「17E八」以降、狛光の名が宛所から消えるので、没したのかもしれない。

れない。その嫡子にあたる狛吉三郎は、元亀元年（一五七〇）の「21A二二」を初見として狛左馬進と通称を改めている。後述のように狛左馬進は天正一二年（一五八四）に三九歳で没しているので、この頃は二五歳である。

なお、信長に属した時期には「狛左京亮」と「狛左馬進」の名前がみられるが、奥野高廣氏や吉田ゆり子氏は両者を同一人物と捉えている。⁽³⁹⁾ それに対して前出の鎌田道隆氏は別人とみており、見解が一致していない。元亀元年以降、狛家当主の呼称は「左馬進」で一貫しており「狛左」の事例こそあるものの「狛左京亮」とするのは唯一元亀三年の「23D二」のみである。よって、信長からの最初のコンタクトともいえる「狛左京亮」という宛所は、誤記ではないかと考えられる。

その一方で、江戸後期に狛孫左衛門から小林宇兵衛に送られた書状では「狛左京亮綱吉」、また享保八年（一七二三）に津藩藤堂家に提出した由緒書でも「同左京亮秀綱 亦号左馬進」とされ、近世には狛左京亮で定着していた感がある。⁽⁴⁰⁾ その理由は、織田家に仕えた狛家が所持するのは信長朱印状と信長黒印状しかなく、最初のコンタクトにあたるもつとも重視すべきもので、鮮やかで見栄えのよい朱印状が「狛左京亮」宛てとなっていたからであろう。

狛左馬進が天正一二年四月九日に三九歳で没したことは、菩提寺の西福寺に伝わる紙本著色狛秀綱像の賛文から確実といえる。しかし、左馬進の諱を秀綱とする確実な論拠はなく、狛秀綱像に江戸時

代になって施された「公名伯左馬進源秀綱之遺像也」という裏書が論拠の一つと推察される⁽⁴⁾。実際には、先述のように「秀綱」という認識もみられるが、織田家に仕えた伯家では「綱吉」と認識されており、信長に仕えた伯家当主の諱は見解が一致していない。椿井政隆が伯家系図の秀綱部分に「天正十二年四月九日卒、西福寺画像あり、三拾九才、常雲禪定門」と記しているように、信長に仕えた人物を秀綱とする説は、絵像の裏書を周辺の由緒書類が補強する形で定着したものと推測される。

【史料6】「33B三」

合巻段者字大竹と云

四至ハ 東道 南地類
西道 北地類

在山城国相楽郡上狛庄領内斯

右件之畠者我等久雖為先祖相伝之私領、依有今要用、現米式石五斗仁限永代於孫五郎方へ売渡申処実正明白也、於此下地、諸公事役一粒一銭も無之候、若此畠ニ諸役有者、我等之家ヨリ相さはき可申候、此下地者一色ニ売渡申者也、万一天下一同之地徳政行申候共やり申間敷候、若親類他人違乱妨有者我等口入罷出さはきすまし可申者也、仍後日支証文状如件、

売主 伯久三郎

天正拾四年戊戌五月十日

秀 (花押)

口入上村孫三郎

長 (花押)

天正一四年の【史料6】では、伯一族の伯久三郎がなお「秀」という一字名を用いている。口入として名がみえる上村孫三郎も「長」という一字名を用いていることから一族であろう。二人の署名は別の売券でも確認できることから、一字名を用いていることは確実である⁽⁴⁾。よって、中世的な伝統が残っているうちの伯家当主は、なお一字名を用いていたと考えておきたい。

二 撰津の伯氏

1 川辺郡代の伯氏

木津氏や田辺氏といった南山城の「山城衆十六人」と呼ばれる者たちは、康正三年（一四五七）には撰津守護でもある細川勝元から扶持を与えられ被官となっていた⁽⁴⁾。伯氏もこのころには勝元の被官になっていたと思われる。その関係もあって、京兆家被官たる伯一族のなかには撰津守護代の薬師寺家に寄子として属する者も出てくる。その早い事例は、文明三年（一四七一）の次の史料である。

【史料7】⁽⁴⁾（丸数字は筆者註、以下同）

① 当郡之内南都領東富松并浜郷之事、任御折紙之旨、渡付者也、此分可被相触状如件、

文明三
拾月卅日

元宣判

伯雅楽助殿

春日社兼興福寺領撰州武庫・河辺郡内武庫庄・恒松村・稲底村
 ・東富松・浜郷・西小屋・楊津等事、令遵行之処、郡代難波
 云々、太不可然、早可被去渡南都雜掌之状如件、
 文明三
 十二月廿六日
 元長判(薬師寺)

森中務丞殿

齋藤与三左衛門尉殿

②によると、すでにこれ以前に撰津下郡の武庫・川辺二郡にわたる春日社・興福寺領を手放す旨が遵行されていることから、①はその際に発給されたものと考えられる。武庫庄・恒松村・稲底村・西小屋は武庫郡、東富松・浜郷・楊津は川辺郡に属するので、①は川辺郡に限定されている。①に楊津の地名が欠けているのは、この二通についての地の文で「富松庄以下事計略、其次浜郷事令申問、守護書下到来」と説明しているように、富松をめぐる案件が主で、その序で浜郷以下の名も盛り込んでいるように、重要度が低かったためであろう。そして、②にて「郡代難波」しているというので、①の差出が郡代であるはずはない。よって、①の宛所である狛雅楽助が川辺郡代ということになる。⁽⁴⁶⁾

次に課題となるのは①を発給した元宣の立場である。彼を薬師寺元長と同じ立場の「薬師寺元宣」とする説もあるが、かかる人物は存在しない。①の差出と②の宛所は守護代と郡代の間に立っているという点で同じ立場にあるので、今谷明氏が指摘するように小守護代とみるべきであろう。⁽⁴⁸⁾ ただし、今谷氏が森中務丞と元宣を同一人

物とする点については再考を要する。なぜなら、森中務丞は同じく文明三年に撰津守護代の薬師寺元長から撰津北端の大山崎における検断も命じられているので、上郡を担当しているとみられるからである。よって、断言こそできないものの齋藤与三左衛門尉が下郡の担当で、元宣と同一人物である可能性のほうが高い。

そして、元宣は細川勝元の偏諱を受けているとみられるので、京兆家被官で薬師寺元長の寄子と考えられる。②の宛所二人が「可被去渡」と元長から敬語を用いられていることも、京兆家被官という点で元宣と立場が一致することを裏付けている。また、その元宣から「可被相触」と敬語を用いられていることから、狛雅楽助も京兆家被官で元長の寄子であろう。⁽⁵⁰⁾

【史料8】⁽⁵¹⁾

従守護方之御要脚人夫以下事、当寺之儀者、自先規無諸役之段、拙者郡代拘(候)時茂、被仰分(候)「無諸役候、然者野間右兵衛方被相尋之間、当寺儀無役之由申候、聊不可有相違候、恐々謹言、

天文十四巳
三月廿日

狛美作守
頼(花押)

大覚寺
まいる

宛先の大覚寺が存在するのは川辺郡である。「拙者郡代拘(候)時茂」と述べているように、この書状が発給された天文一四年(一五五四)段階にはすでに離職しているようだが、狛美作守は自身がかつ

ては川辺郡の郡代だったと語っている。ここでは、「頼」と署名しており、やはり一字名を用いていることが確認できる。

2 中村氏から改名した狛氏

撰津の狛氏については、近世の土佐で編纂された「蠢簡集残編」に所収される次の史料も参考となる。

【史料9】⁽⁵²⁾

①^(一志)十七日於尼崎合戦令合力之由、薬師寺九郎左衛門尉註進到来候、尤以神妙候、向後弥可被抽戦功候、恐々謹言、

^(文明五年)十二月廿七日

渡邊 中村民部丞殿

^(細川)政国(花押影)

^(包紙上書)「中村民部丞殿 政国」

^(補註)「民部丞ハ渡邊四郎三郎嫡子也、民部父子ハ中村ヲ唱ル也」

②^(通賢)去月廿七日右衛門佐寄来時、於天王寺打太刀被疵候由、寺町三郎左衛門尉註進到来候、尤以忠節之至神妙候、弥可被抽戦

功候也、謹言、

^(文明九年)十月七日

^(補註)政国(花押影)

中村三郎殿

^(包紙上書)「中村三郎殿 政国」

^(補註)「右二通細川政国之感状也、三郎ハ民部嫡子也」

③^(同感)去十日於池田館合戦時、伐入城中太刀打之由、薬師寺岩千代

注進到来、尤以神妙弥可抽忠節者也、謹言、

^(永正五年)五月十六日

狛美作入道とのへ

^(細川)高国(花押影)

^(包紙上書)「狛美作入道とのへ 高国」

^(補註)「美作入道ハ中村三郎嫡子也、美作父子ハ狛ヲ唱ル也」

④^(同感)去十日於池田館合戦時、伐入城中太刀打之由、薬師寺岩千代注進到来、尤以神妙弥可抽忠節者也、謹言、

^(永正五年)五月十六日

^(補註)高国(花押影)

狛又太郎とのへ

^(包紙上書)「狛又太郎とのへ 高国」

^(補註)「又太郎ハ美作入道嫡子也」

^(補註)「右二通細川高国之感状也、按高国民部太輔政春嫡男而右京大夫政元為養子管領職、剃髮名松岳道永、後改常桓、享祿

四年六月於撰州尼ヶ崎自殺」

⑤^(補註)就息又太郎無足儀、飯田藏人跡事可和与之由申下之处、無子

細則相渡之条尤神妙候、猶兩人可申候、謹言、

^(永正五年)十二月廿八日

^(補註)高国(花押影)

狛美作入道とのへ

^(包紙上書)「狛美作入道とのへ 高国」

^(補註)「右文書五通渡邊曾源次藏、都十一通」

①は、文明五年(一四七三)一二月七日に尼崎で起こった細川方

と大内方の合戦に伴う感状である。⁽⁵³⁾②は、文明九年九月二七日に天

王寺城に攻め掛かってきた畠山義就勢を防戦した際の感状である。⁽⁵⁴⁾

細川政国は細川典厩家当主で、文明五年に細川勝元が没するとその嫡子で幼少の政元を後見していた。①と②はそのような状況下で発給されたものである。政国が敬語を用いているということは、宛所の中村氏は京兆家被官だと考えられる。永正五年（一五〇八）に細川澄元と細川高国の間で家督争いが生じると、狛美作入道・又太郎父子は高国方に属したことが③～⑤からわかる。美作守の受領名が共通することから、天文一四年（一五四五）の狛頼は年を重ねた又太郎とみられる。

⑤の補註に示されるように、近世にこの文書群を所蔵していたのは土佐藩士の渡辺家であった。①の宛所が「中村」となっていることから、この家は渡辺党とみてよいかと思われる。①～④の補註は、この渡辺家に伝わる系図に基づき施されたものである。⁽⁵⁵⁾その系図に従えば、宝暦四年（一七五四）に山内家に仕官した渡辺復が土佐藩士としての初代にあたる。【史料9】を写した時期の当主は二代目の祐であった。このように、当家は近世に入っても一字名を貫いていた。

系図によると、中世以来の歴代当主は渡辺四郎左衛門尉美一四郎三郎—中村民部丞—三郎—狛美作入道—又太郎—渡辺四郎大夫正重—三郎四郎—善右衛門—庄九郎とされている。慶長期の善右衛門は浪人となり、庄九郎の弟渡辺正が土佐藩士の安積家に仕え、その孫にあたる復が浪人となったのち山内家に仕官したとされる。

【史料9】の文書部分に不審な点はないので、それを前提として、

右の系譜の妥当性について検討しておく、①の中村民部丞と②の中村三郎は時期的に近接しているので、父子とみる点に違和感はない。また、狛美作入道と狛又太郎が父子なのは⑤から確実である。若干引つかかるのは、②と③の間に三〇年の隔たりがあり、名字も変化している中村三郎と狛美作入道の関係である。ただし、中村三郎は仮名で直前まで前当主の民部丞が健在なので若年で、狛美作入道は出家しており子息も成人していることから高齢だとすると、三郎から美作入道への家督継承も年代的には大きな矛盾はない。

さらに前後の系譜についても検証しておく。【史料9】に「都十一通」とあるように、渡辺家には上掲のもの以外に六通の中世文書が残されていた。そのうち五通は南北朝期のもので、暦応四年（一三四一）七月付渡辺源四郎実軍忠状、観応二年（一三五二）一〇月二〇日付渡辺四郎左衛門尉宛足利尊氏軍勢催促状、観応三年七月一六日付渡辺四郎左衛門尉宛足利義詮軍勢催促状、文和二年（一三五三）七月付渡辺四郎左衛門尉実軍忠状、応安六年（一三七三）九月二七日付渡辺四郎二郎宛室町幕府御教書である。⁽⁵⁶⁾ここからは、暦応四年から観応二年までの間に渡辺実が源四郎から四郎左衛門尉へと通称を改めたことが読み取れる。⁽⁵⁷⁾また、文和二年から応安六年までの間に実から四郎二郎へ家督が継承されたと推察されよう。しかし、四郎二郎から中村民部丞までは時期が大きく隔たっており、親子とするには無理がある。系図のこの部分は、何世代か隔てていてと修正するべきであろう。

ゆえに、中村を称し始めた時期は不詳だが、土着して在所名を名字として用いたとみるのが順当なところである。摂津下郡だと武庫郡中村（兵庫県西宮市）・菟原郡中村（神戸市中央区）・八部郡中村（神戸市北区）の地名が存在するが、狛氏が郡代をつとめた川辺郡中村（兵庫県伊丹市）が最有力候補かと思われる。

注目したいのは、渡辺惣官家文書に含まれる「渡辺系図」に「摂津国柳津・渡辺・中村ヲ領ス」という伝が掲載されており、「中村源五」という一門も登場することである。⁽⁵⁸⁾ 別系統の系図でも、「中村」と号した人物を確認できる。⁽⁵⁹⁾ 系図なので全てを鵜呑みにすることはできないが、柳津・渡辺・中村の三ヶ所が渡辺党の重要な拠点だったという認識と分流が中村に土着してその地名を名字に用いたという認識は事実を反映しているとみてよいのではなからうか。渡辺実以前の時期にあたる延元二年（一三三七）にも、渡辺党から中村千若丸なる人物を輩出していることが確認できるので、⁽⁶⁰⁾ 渡辺党の一拠点に土着して中村を称した家は一貫していたのではなく、断続的に存在したようである。

豊島郡を活動拠点とした源氏が渡辺津に進出することで渡辺党が展開していったことを踏まえると、⁽⁶¹⁾ 豊島郡との境界に位置する川辺郡中村は渡辺氏の拠点の一つに相応しい。先述のように柳津も川辺郡で、その名のおり水運の拠点と考えられ、渡辺党がここに展開していた史料の証左もある。⁽⁶²⁾ 川辺郡の中村も猪名川沿いに所在するので、渡辺党が水運と深く関わりながら展開したことを踏まえる

と、系図の認識はやはり事実を反映しているとみてよからう。

そして、渡辺から中村へと改称したことや右の経過などを踏まえると、中村家は渡辺党という点では狛家と同族だが、狛家からの分流ではないということが指摘できる。つまり、狛美作入道は川辺郡という地縁と渡辺党という同族の由緒をもって、狛の名字と川辺郡代の跡職を継承しようとしたと想定しうる。⁽⁶³⁾ ⑤で武庫郡代だった飯田蔵人助の跡職も得ているように、薬師寺長忠は細川政元を暗殺し細川澄之を擁立しようとしたため、高国段階になると長忠の地盤である摂津下郡の郡代たちは闕所処分となった可能性が高い。

渡辺家に伝わった残る一通の中世文書は、次のようなものである。

【史料10】⁽⁶⁴⁾

譲状之支

一 渡邊家之感状、従古来捻領雖讓来、依無自子、及老蒙⁽⁶⁵⁾迄令所持畢、然所其方渡邊之末孫一族就為捻領筋、數年之懇望其筋目難禁止故相讓者也、自今以後猶以惣領江可讓渡、至末代若於無自子者、一門之内捻領筋可改渡者也、仍讓状如件、

永祿元年

渡邊四郎大夫

卯月十二日

正重（花押）

渡邊三郎四郎殿 参

〔⁽⁶⁶⁾紙上写〕
渡邊三郎四郎殿

正重

渡辺三郎四郎に宛てられた渡辺正重の譲状である。ここから正重

には自子がいなかったため一族の三郎四郎に家伝文書と家督を譲ったことわかる。また、永祿元年（一五五八）から正重の活動期を逆算して想定すると、年代的にみて狛頼から渡辺正重へ家督が譲られたことについても大きな矛盾はない。

正重は狛という名字を捨てているうえ、二字名であることから、郡代としての狛氏の由緒どころか、その前提となる渡辺党の由緒まで軽視していたことが読み取れる。すでに天文期の狛頼は郡代職を失っていたし、永祿期になると狛氏の主家にあたる細川家や薬師寺家の勢力は大幅に後退するので、狛氏の由緒を語る意義が希薄となったのであろう。この一例も、中村家が狛家の分流ではないことの証左といえる。

3 永正の錯乱と狛氏の動揺

前節でみたように、渡辺四郎二郎と中村民部丞を父子とみる点を除くと、土佐藩士の渡辺家に伝わった系譜には大きな矛盾がないと思われる。狛美作入道の登場にはやや唐突の感もあったが、狛一族ではない者が川辺郡代の立場を襲うための方策だとみると納得のいくものとなる。それを前提として、細川政元の暗殺に端を発する永正の錯乱前後における狛氏の動向を描いてみたい。

狛美作入道が登場する直前には、狛左京亮なる人物も薬師寺長忠に寄子として属していた⁽⁶⁵⁾。永正元年（一五〇四）に起こった薬師寺元一の乱にて、狛左京亮は元一に与同せず薬師寺長忠に従って乱の

鎮庄にあたっている。元一自刃の際に介錯したのも狛左京亮であった⁽⁶⁶⁾。

元一の乱直後にあたる永正元年九月二五日付の薬師寺長忠書状にも、取次として狛左京亮の名がみえる⁽⁶⁷⁾。これは、大和今市城の合戦で父頼秀を失った大和の鷹山藤若に対して送ったものである。その直前にあたる九月一四日付の「信」と署名した書状によると、頼秀は乱の最中に長忠へ音信を送りたい旨をこの書状の発給者に伝えたようで、それに対して「信」はいずれ長忠も書状を送るだろうと回答している⁽⁶⁸⁾。上述の長忠書状はその結果送られたものであった。鷹山頼秀と長忠の間を取り持った「信」とは、一字名であることからも狛左京亮とみてよからう。

そのほか、「東寺過去帳」には、延徳三年（一四九一）に没する狛修理亮と永正九年頃に没する狛孫三郎の父子の名がみえ、この一族の姻戚関係や動向が比較的詳しく記されている⁽⁶⁹⁾。それによると、この狛修理亮も薬師寺長忠に従っていたという。そして、文亀三年（一五〇三）九月二一日付の狛孫三郎撰津国豊島郡垂水荘の代官職請文では、「秀」という一字名での署名も確認できる⁽⁷⁰⁾。また、狛修理亮の息子には狛秀だけでなく、その弟で飯田家の養子となった飯田四郎五郎もいた。この飯田家が武庫郡代家だとしたら、修理亮が川辺郡代家で、長忠のもとにおける郡代家同士で縁組がなされた可能性も想定できよう。事実、「此奉行八郡司のかたへのあて所、狛弥三郎と候」とみえるように、狛秀は薬師寺長忠のもとにおける郡

代と認識されている。⁽⁷¹⁾

永正四年の永正の錯乱において、狛信や狛秀の寄親にあたる薬師寺長忠は、細川政元を暗殺し細川澄之を擁立しようとするが、細川澄元や細川高国らに討たれてしまう。そのため、狛信や狛秀は立場に窮したはずである。ここに狛一族ではない狛美作入道が狛家と川辺郡代を継承する余地が生じたと考えられる。

さらに翌年には澄元と高国が対立し、澄元は京都を追われてしまふ。「東寺過去帳」によると、狛秀はこのとき高国方に抗ったとされる。狛信も姿を消すことから、本家である狛野荘の狛山城守を始めとして、狛一族は結束して澄元方についたのであろう。ゆえに高国の治世下では狛一族は一掃されたようである。

その結果、狛一族出身ではないにも拘わらず、狛美作入道の地位は揺るがぬものになったと考えられる。例えば、永正二二年に川辺郡潮江荘の下代官をつとめる「駒」⁽⁷²⁾も、狛又太郎あたりである可能性が高い。⁽⁷²⁾なお、高国方に抗った狛秀は「東寺過去帳」によると永正九年頃に没したようだが、狛秀の子孫については記録していない。その点については次章で検討する。

三 狛一族の地域的展開

1 近江守護六角氏の被官

村井祐樹氏は六角家中における狛氏の出自を不明とし、この家と

狛治部大夫・吉三郎の関係についても不明としている。また、新谷和之氏は、狛治部大夫・吉三郎を近江国内の人物と捉えている。このように、六角家中にも狛氏が存在するため、狛治部大夫と狛吉三郎もその関係で捉えられがちだが、正しくはここまでみてきた通り狛野荘を拠点としている。とはいえ、六角家と狛野荘の狛氏が書状のやりとりをしていることから、六角家中の狛氏も狛野荘を出自としている可能性は高い。本節ではその点を検討しておく。

永正十一年（一五二四）に六角高頼のもとで沙々貴神社の造立奉行をつとめる「狛式部丞頼□」⁽⁷³⁾が、六角家中における狛氏の初見である。これは沙々貴神社に伝わった棟札に記されているものだが、棟札の現物は失われている。同じく現物が残されていない天文二三年（一五五四）の棟札には、修理奉行として「狛忠左衛門尉□高」の名がみえる。⁽⁷⁴⁾いずれも大正十一年（一九二二）発行の『近江蒲生郡志』による翻刻だが、諱なので二字名であるという先入観が働いている可能性を指摘できよう。事実、「狛丹後守定」を「狛丹後守定□」と翻刻している箇所もある。⁽⁷⁵⁾すなわち、正しくはそれぞれ狛頼・狛高とみてよいのではなからうか。

大永八年（一五二八）から活動が確認できる狛修理亮頼は、六角定頼に重用されていることが確認できる。⁽⁷⁶⁾二代続けて同じ諱というのも違和感があるので、永正十一年の狛頼と同一人物とみておきたい。それが正しければ、「頼」の一字名は高頼から得たことになる。⁽⁷⁷⁾天文六年以降、狛頼は丹後守の受領名を用いるようになる。

それと並行して、後継者とみられる狛修理亮の活動が天文八年からみられるようになる。⁽⁷⁸⁾彼の諱は定頼から得たと考えられる「定」であった。⁽⁷⁹⁾通常ならば主人の諱の下の字を貰い受けるが、それだと父と同じ諱になるので避けたのであろう。この一例も、永正一年の狛頼と大永八年の狛頼を同一人物とみる根拠となる。そして定も、永禄後期から丹後守を称するようになる。⁽⁸⁰⁾

例によって、それとともに後継者の狛修理亮賢が登場する。⁽⁸¹⁾「賢」の一字名は六角義賢から得たとみて間違いあるまい。このように一字名であることから、六角家中の狛氏も狛野荘に出自が求められる。この狛賢には右兵衛尉という兄弟がいたことも知られる。⁽⁸²⁾

狛野荘の狛氏に宛てられた「10 E 7」の六角定頼書状は、末尾に「猶修理亮可申候」とみえるように狛頼が取り次いでいる。名字を記さない点から狛野荘の狛氏と六角家中の狛氏は同族であることが窺えよう。これは、先述のように天文初年頃のものと考えられる。

狛治部大夫・同吉三郎に宛てられた「16 E 9」の六角義賢書状も、末尾に「猶孫三郎可申候」とみえるように狛一族が取り次いでいる。狛吉三郎に宛てられた「17 E 8」の六角義賢書状も、「尚三郎兵衛尉可申候」とみえるように同様である。

この二通の年次比定にあたっては、六角家中で永禄年間に起こった次の訴訟一件が参考になる。後藤高治が自身の寺庵である芦浦安国寺を質物に進藤賢盛から借銭をしたところ、質流れと称して賢盛が質物を掠め取るという一件が起こった。⁽⁸³⁾しかも、賢盛の安国寺獲

得に對して六角義賢もお墨付きを与えてしまった。高治から相談を受けた親類衆は質流れの撤回を求めて、義賢の側近にあたる狛孫三郎に宛てて永禄一〇年（一五六七）四月三日付で連署状を送付している。⁽⁸⁴⁾この一件について、後藤高治は「親類衆江有様申渡、加談合候処、以連署 大御屋形様江、狛三郎兵衛方シテ被申上候、則被仰出御返事之趣在之」と記す。⁽⁸⁵⁾「狛三郎兵衛殿返事之趣候」や「狛三郎兵衛尉方返札も候」ともみえるように、狛孫三郎へ送った書状の回答は、狛三郎兵衛尉名義で返ってきたとみてよからう。すなわち、狛孫三郎はちょうど永禄一〇年に三郎兵衛尉へと改称したところだったのである。

かくして、「16 E 9」が永禄九年以前、「17 E 8」が永禄一〇年以降のものということになる。「16 E 9」は「去月廿六日入庄」の報告に對する返書である。永禄九年九月二五日に筒井順慶が奈良に入部しているので、⁽⁸⁷⁾常に連携してきた狛氏もその勢いに乗じて狛野荘に入部したのではなからうか。一方の「17 E 8」は、「去十三日合戦之儀」の報告に對する返書である。永禄一〇年四月に三好義継を擁して松永久秀が大和の多聞山に入城すると、それを追うように三好三人衆勢も大和に入国して筒井順慶と合流し、奈良周辺でしばらく対峙する。⁽⁸⁸⁾そのときのものではないかと推察される。

「15 E 10」の六角義弼書状は、「義弼」と署名する早い事例が永禄元年六月で、永禄八年五月には「義治」と署名するようになることから、永禄元年から永禄七年の間に比定できる。⁽⁸⁹⁾永禄前期には山

城伯氏の動きが確認できないことから、六角氏から伯治部大夫・同吉三郎に送られた三通は、永禄七年から一〇年頃に集中するものと推察される。

ここで思い起こしたいのは、薬師寺長忠に従っていたのが伯修理亮・孫三郎父子だったということである。この関係は、六角家中の伯修理亮賢・伯孫三郎の關係と照応するので、孫三郎↓修理亮↓丹後守と改称するのが通例だったと想定しうる。したがって、永正一年に登場し大永八年に修理亮の通称で出てくる伯頼は、永正九年頃に没した伯孫三郎秀の後継者とみられる。永正五年以降、細川高国に抗った伯秀は摂津に居場所がなくなり、やがて後継者の伯頼は六角家に仕えたのであろう。

2 山城相楽郡下伯の大北氏

伯野荘からみて木津川の対岸にあたる下伯の大北城を拠点とした大北氏も、「伯大北加賀守勝」という署名が確認できるように⁹⁰、「伯」を称して一字名を用いている。もちろん、この一例のみだと、別系統の渡辺党が下伯に内部してきて、「伯」の地名を名字とした可能性も否定できない。その可能性を払拭するのも先述の「東寺過去帳」で、ここからは伯修理亮の娘が大北勝の妻となっていることを確認できる。この一例は、大北氏が伯野荘の伯氏から分流したことを裏付けるものであると同時に、距離を隔ていても伯一族の結束は残っていたことも示している。

下伯の大北氏は応仁二年（二四六八）を史料上の初見とするので、それ以前の成立である⁹¹。川辺郡代の初見も近い時期である点には注意したい。つまり、応仁期を大幅に遡らない時期に伯氏は広く地域的な展開を遂げたと推察される。

大北氏は応仁・文明の乱では東軍に味方したため、文明二年（一四七〇）に西軍の大内勢に居城の大北城を奪われ、文明九年まで西軍の拠点として利用される。**【史料3】**などで伯氏が奮戦したのは、一族である大北氏が危機にあったという理由もあるのかも知れない。その後、居城を追われた大北某は文明三年に伯野荘の椿井新城に籠城して戦うが、ここで討死する。伯野荘に移ったのも、伯氏を頼ったからであらう。

大北氏とその一族については黒川直則氏が詳細に分析しているが、伯野荘との関係については触れていないので、一字名という共通点を拾っておきたい⁹²。永正四年（一五〇七）に没した大北美濃守は「秀」の一字名を称した。年代からみて、椿井新城で戦没した人物の後継者と考えられる。大北秀の弟にあたり、のちに村山の名字と宗金の法名を称する大北加賀守も、先述のように「勝」の一字名を用いている。そのほか、永禄後期以降には松永久秀方の伯加賀守・大喜多兵庫助・亀介が確認できる。伯加賀守は受領名の一致から大北勝の後継者と考えられる。大喜多兵庫助の系譜上の位置付けは不明ながら、「大北」と署名することもあり「清」の一字名を用いているので大北一族である⁹³。大喜多亀介の一字名は確認できない

が、兵庫助と同時に殺害されていることから、両者は父子ではないかと推察される。同じ頃に大和で活動が確認できる大喜多権介も、「秀」の一字名を用いるので同族であろう。⁽⁹⁵⁾

3 大和式上郡狛村の潜伏先

ここまでも触れてきたように、狛氏と椿井氏は狛野荘内で対立を繰り返していた。そのため、いずれかが狛野荘から没落することがままみられる。熱田公氏は、没落した狛氏が潜伏した場所を和東郷など狛野荘近辺の山中と想定している。⁽⁹⁶⁾ その可能性ももちろんあるが、狛野荘に再入部するだけの余力を蓄えるには、本稿でその存在を明らかにした撰津の一族などを頼ったこともあったのではないかと思われる。

それと関わって、永正五年（一五〇八）に狛山城守が細川高国に闕所処分とされてからしばらくのち、それとは別系統と考えられる狛吉三郎が狛野荘に復帰した一件を取り上げたい。ちょうどその頃、撰津においては狛美作入道・又太郎父子が高国方として奔走していた。そのため、彼らが高国に働きかけて、狛吉三郎を新たな本家として擁立した可能性が指摘できよう。狛山城守の還住という結果にならなかったことも、狛美作入道が本来は狛一族ではなく、むしろ狛山城守と敵対関係にあったことを裏付けている。狛氏と椿井氏は犬猿の仲であるにも拘わらず、永正一二年以降に狛吉三郎が椿井氏と狛野荘で円滑に同居し得たのも、椿井氏からみて狛吉三郎は

「敵の敵」だったからであろう。

そして、狛山城守の系統については、承応元年（一六五二）の年紀を持つ「狛村鎮守長福寺由来」という大和国式上郡狛村に伝わる由緒書が参考となる。⁽⁹⁷⁾ これによると、狛村はもともと東岩坂村と称しており山城国人狛氏の領地だったが、永正四年に狛山城守が山城から移ってきて狛村に改称したという。また、福井藩主松平忠昌の家老となった狛孝澄はこの家の出ともされる。由緒書なので呑呑みにはできないが、狛山城守の名称が一致し入部した時期も大きく矛盾しない点や、孝澄という実在の人物を輩出している点は見逃せない。

戦国期の当地には早々に二字名に改めた狛藤四郎実常なる人物もいるので、⁽⁹⁸⁾ 本稿でみてきた事例を踏まえると山城国人狛氏の分流が狛村にもともといた可能性が考えられよう。そして、長らく興福寺に仕えてきた狛山城守は、各地にいる一族のうちもつとも馴染みのある大和を選んで当地に来たのではなからうか。各地に展開する狛家の本家という家格の高さゆえに、福井藩の家老となれたとみることもできよう。その場合、孝澄が二字名であることから、本家断絶後に大和の狛氏が本家を僭称した可能性も視野に入れておきたい。

右の推測を裏付ける一例がある。永正一六年に四国にいた細川澄元は三度目の上洛戦を始める。このとき、大和の吉野に潜伏していた畠山義英も澄元と連携を結んでいた。その一環で撰津兵庫で澄元勢を待ち受けていた義英の有力内衆である遊佐英盛は、「狛孫」な

る人物を介して吉野郡小川の義英と連絡を取っている。⁽⁹⁹⁾ 粕村は小川から大和盆地に出る途上にあたる。したがって、この「粕孫」は先代に倣って粕孫左衛門尉を称した山城守の嫡子ではないかと思われる。

以上のように粕野荘の粕家が二系統に分かれたと措定すると、明応八年（一四九九）の「5A二」以前の文書群は粕山城守の系統に残るべきもので、小林家に伝わった理由を別途説明しなければならぬ。これについては、粕山城守の系統が菩提寺の西福寺などに預物をしていた文書群と以後の粕家文書が、いずれかの段階で合流されたとみておきたい。

おわりに

本稿では、粕家文書の全体像を示したうえで、山城国人粕家の歴代当主の名前を可能な限り明らかにした。また、出自が渡辺党であることを確認したうえで、一字名を手がかりに一族の地域的展開を復元的に考察した。その結果、摂津の粕氏が粕野荘からの分流である確証を得ることができた。加えて、近江の粕氏はさらにその分流であることを示すことができた。そのほかにも下粕に分流した大北氏や大和の粕に潜伏した粕本家の姿も確認した。さらには、本来は粕一族ではない渡辺党の中村氏が川辺郡代の立場を継承するべく、粕氏を称し始めたことも示した。その新たな粕氏が粕吉三郎を本家

の当主に擁立したため、大和に潜伏していた本来の粕家当主が還住できなかったことも浮かび上がってきた。

このように、広い視野で粕一族の所見を集めた結果、これまで知られることのなかった渡辺党の地域的な拡大の様子を示すことができたかと思う。そして、摂津の粕氏と大北氏という粕氏の分流同士で婚姻関係が結ばれていたことや澄元方として結束していたことなどから、単に地域的に拡大しただけでなく、同族ネットワークが維持されていたとも想定しうる。粕氏がたびたび粕野荘に復帰するのでも、こうした同族ネットワークがあったからこそ可能になったと考えられる。よって、今後はこのような同族ネットワークを前提として戦国の抗争をみていく必要があるだろう。

最後に、本稿で明らかにした粕氏の一族関係を【図2】に示して
 掲筆する。

註

- (1) 熱田公「山城の国一揆」「戦国の争乱」(『山城町史』本文編、一九八七年)。鎌田道隆「天下」統の波紋」(同上)。
- (2) 小西瑞恵「中世畿内における武士の存在形態」(同『日本中世の民衆・都市・農村』思文閣出版、二〇一七年、初出二〇〇五年)。白井進「織田政権の在地領主支配について」(『史叢』第五三三号、一九九四年)。吉田ゆり子「国人領主伯氏の動向と地域社会の変容」(同『兵農分離と地域社会』校倉書房、二〇〇〇年、初出一九九七年)。同「近世における『国人領主』と旧臣・『本貫地』」(同上、初出一九九八年)。
- (3) 村井祐樹「佐々木六角氏家臣団の実像」(同『戦国大名佐々木六角氏の基礎研究』思文閣出版、二〇一二年、初出二〇〇〇年)。新谷和之「史料紹介」下笠覚書(大阪公立大学蔵)」「(『市大日本史』第二五号、二〇二二年)。
- (4) 田中淳一郎「伯文書の概要」(『山城郷土資料館報』第二五号、二〇一七年)。
- (5) 小林凱之氏所蔵文書(伯文書)(東京大学史料編纂所写真帳)。系図部分のみ、『山城町史』本文編四二二頁・五二六頁に翻刻されている。
- (6) 椿井文書については、拙著『椿井文書―日本最大級の偽文書』(中央公論新社、二〇二〇年)。なお、前掲註(3)新谷論文は、「下笠覚書」を近江の下笠家で作成されたものと想定しているが、これも椿井政隆が作成した椿井文書である。また、端裏の「下笠覚書」という白い貼紙はもとの標題が経年劣化により判読が困難になったため貼り直したと推測しているが、正しくは昭和一〇年(一九三五)に東京帝国大学史料編纂所が調査した際に貼ったものである。実際、拙編『大阪大谷大学図書館所蔵椿井文書』(大阪大谷大学博物館、二〇二〇年)の【別表】〇一〇四号に示したように、史料編纂所が作成した目録のなかに「下笠覚書」の名がみえる。この史料は「下笠覚書」や「下笠古記」から引用した体で作
- 成されているが、あたかも原典に基づくかのように作成することから、原典は実在しなかった可能性が高い。
- (7) 『近江蒲生郡志』巻二(滋賀県蒲生郡役所、一九二二年)八九二頁。『八日市の歴史』(八日市役所、一九八四年)五一頁。
- (8) 戸田芳美「応仁・文明の乱と庄園の消滅」(『尼崎市史』第一卷、尼崎市役所、一九六六年)。拙稿「摂津守護代薬師寺氏の寄子編成」(拙著『戦国期細川権力の研究』吉川弘文館、二〇一八年、初出二〇一七年)。
- (9) 研究史については、生駒孝臣「中世の畿内武士団と公武政権」(戎光祥出版、二〇一四年)の序章を参照されたい。
- (10) 以下の議論における文書の点数は、江戸期のものを除外している。
- (11) 『京都府指定有形文化財(建造物)小林家住宅長屋門ほか四棟保存修理工事報告書』(小林雅子、二〇〇二年)。
- (12) 櫻井利佳「楽人伯氏の由来探索」(磯水絵編『興福寺に鳴り響いた音楽』思文閣出版、二〇二二年)。
- (13) 『大乘院日記目録』嘉吉二年二月一日条。
- (14) 拙稿「山城国人椿井家の中世文書」(拙編『尾張椿井家文書』大阪大谷大学博物館、二〇二三年)のうち「椿井先祖へ来書写」一二二二号。
- (15) 『大乘院寺社雑事記』文明元年一〇月二六日条。
- (16) 『大乘院寺社雑事記』文明四年一〇月二六日条。
- (17) 『大乘院寺社雑事記』文明一五年四月一七日条・一八日条。
- (18) 『伯氏系図』(『統群書類従』第七輯下)。
- (19) 『東大寺文書』一二五一―六号・二号。呢の血縁関係については『尊卑分脈』第三篇一七頁。
- (20) 『東大寺文書』一二五一―八号。
- (21) 『東大寺文書』別集四七号。
- (22) 『東大寺文書』一二五一―四号。
- (23) 『大乘院寺社雑事記』明応七年四月二四日条。

- (24) 「椿井先祖へ来書写」三号・九号・一六号。
- (25) 前掲註(14) 拙稿のうち小林凱之氏所蔵文書三号。
- (26) 維摩会御探題方日記紙背文書(『大日本史料』第九編之六、九九頁)。
- (27) 「御内書案」(『統群書類従』第二三輯下、二八七頁)。
- (28) 『後法成寺関白記』永正一六年一〇月二七日条。
- (29) 「椿井先祖へ来書写」一二四号。
- (30) 拙稿「細川晴元の取次体制と大隅守有」(『日本歴史』第八八四号、二〇二二年)。
- (31) 拙稿「細川晴元の取次と内衆の対立関係」(前掲註(8) 拙著、初出二〇一六年)。
- (32) 前掲註(14) 拙稿。
- (33) 「椿井先祖へ来書写」一二四号。
- (34) 拙稿「細川澄元陣営の再編と上洛戦」(前掲註(8) 拙著、初出二〇一六年)。
- (35) 『言継卿記紙背文書』第二、二〇六頁。
- (36) 薬師寺文書九函六四号(及川亘編『薬師寺の中世文書』東京大学史料編纂所、二〇一六年)。
- (37) 鷹山家文書下二七号(興福院所蔵鷹山家文書調査報告書) 生駒市教育委員会、二〇二〇年)。
- (38) 「椿井先祖へ来書写」一五号・一八号・三十一号。
- (39) 奥野高廣「増訂織田信長文書の研究」上巻(吉川弘文館、一九八八年) 六〇四頁。前掲註(2) 吉田「国人領主伯氏の動向と地域社会の変容」。
- (40) 伯文書一九号・二三号(前掲註(4) 田中論文)。
- (41) 『京都の文化財』第五集(一九八七年) 三三頁。
- (42) 谷村一太郎蒐集中世文書二二二号(『聖心女子大学論叢』第五七集、一九八一年)。
- (43) 『経覚私要鈔』康正三年九月二三日条・二七日条。
- (44) 『大乘院寺社雜事記』文明四年正月八日条。
- (45) 『日本歴史地名大系』二九 兵庫県の地名Ⅰ(平凡社、一九九九年)。
- (46) 前掲註(8) 拙稿では元宣を川辺郡代としたが訂正する。なお、前掲註(8) 戸田論文では伯雅樂助を武庫郡代とするが誤解である。
- (47) 前掲註(8) 戸田論文。
- (48) 今谷明「摂津における細川氏の守護領国」(同『守護領国支配機構の研究』法政大学出版局、一九八六年、初出一九七八年)。
- (49) 離宮八幡宮文書一四二二号(『大山崎町史』史料編)。
- (50) 京兆家分国における守護代と郡代が寄親親子関係にある例は、前掲註(8) 拙稿のほか、拙稿「細川高国の近習と内衆の再編」(前掲註(8) 拙著、初出二〇一五年)も参照されたい。
- (51) 大覚寺文書四九号(『兵庫県史』史料編中世一)。
- (52) 『轟簡集残編』六(東京大学史料編纂所謄写本)。煩雑となるため後筆部分は略した。
- (53) 『萩藩閥閥録』卷三〇相杜伊織二二二号。『真如寺所蔵能勢家文書』一一号〜一四号。
- (54) 『大乘院寺社雜事記』文明九年九月二九日条。『長興宿禰記』同月二八日条。和田文書卷四、七号・八号(渋谷一成「卷四所収文書の内容と翻刻」、『堺市博物館研究報告』第三八号、二〇一九年)。日根文書(『新修泉佐野市史』第四卷戦国時代前期一八号)。「御侍中先祖書系図牒」カ・ワ(オーテピア高知図書館蔵写真帳)。
- (55) 【図2】の近世部分はこの系図による。
- (56) 『轟簡集残編』二。『南北朝遺文』中国四国編一〇九六号・二一六三号・二三〇九号・二五〇一号と『大日本史料』応安六年九月二七日条に翻刻される。
- (57) 渡辺実については、生駒孝臣「南朝と畿内武士」(前掲註(9) 生駒著書、初出二〇一〇年)も参照されたい。ただし、遠州掛川の山内氏のもとに仕官したとするのは誤りで、正しくは本文の通りである。

- (58) 「渡辺系図」(『統群書類従』第五輯下、二六七頁)。なお、「大和下乡史」資料編三六頁では該当部分を「撰津国柳津渡辺十村ヲ領ス」と翻刻しているが、奈良県教育委員会所蔵の写真に基づき「中村」が正しいことを確認した。
- (59) 「堺禅通寺蔵渡辺系図」(前掲註(9) 生駒著書二九二頁)。
渡辺惣官家文書二号(『大和下乡史』資料編)。天野忠幸・生駒孝臣「松雲公採集遺編類纂」所収「渡辺文書」について(『大阪の歴史』第七九号、二〇一二年)は、中村千若丸の名字の地を撰津国西成郡福島庄内中村と推測しているが、長期的な視野でみれば川辺郡中村のほうが可能性が高いと判断される。
- (61) 生駒孝臣「平安末・鎌倉初期における畿内武士の成立と展開」(前掲註(9) 生駒著書、初出二〇一一年)。
- (62) 渡辺惣官家文書一二号。
- (63) 前掲註(8) 拙稿。なお、前掲註(48) 今谷論文は、鳴尾長蘆寺に関する案件で飯田蔵人助が「郡代」と呼ばれている事例(『大徳寺文書』一三九〇号・一三九一号)をもとに川辺郡代とする。しかし、鳴尾は武庫郡である。
- (64) 「蠹簡集残編」三。
- (65) 前掲註(8) 拙稿。
- (66) 「不問物語」永正元年九月二〇日条(和田英道「尊経閣文庫蔵『不問物語』翻刻」(『跡見学園女子大学紀要』第一六号、一九八三年)。
- (67) 鷹山家文書下三号。
- (68) 鷹山家文書上二五号。
- (69) 黒川直則「戦国時代の大北氏」(『精華町史』本文篇、一九九六年)。「東寺過去帳」に基づく以下の叙述はこれによる。
- (70) 阿刀文書(東京大学史料編纂所影写本)。署名が「弥三郎」にもみえるため、東寺百合文書あ函五五号・さ函一二六号でも該当部分を「弥三郎」と読み取っているが、関連文書も視野に入れると正しくは「孫三郎」だと判断した。
- (71) 京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書四函八六号。天野忠幸・樋口健太郎「尼崎市史古代・中世史料補遺(上)」(『地域史研究』尼崎市立地域研究史料館紀要)第一一九号、二〇二二年)四三九号の翻刻を京都大学の写真帳にあたって修正した。
- (72) 「守光公記」永正二年四月四日条。
- (73) 「近江蒲生郡志」卷六、二二五頁(『戦国遺文佐々木六角氏編』一八六号、以下「戦佐」一八六と略)。
- (74) 「近江蒲生郡志」卷六、二二六頁(『戦佐』七六二)。
- (75) 「近江蒲生郡志」卷二、八九三頁。
- (76) 「今堀日吉神社文書集成」五七号(『戦佐』二九一)。
- (77) 「今堀日吉神社文書集成」五二二号(『戦佐』三五七)。
- (78) 「親俊日記」天文八年一月一九日条(『統史料大成』一三)。
- (79) 専修寺文書(『戦佐』八〇〇)。
- (80) 白井文書二三号(『三重県史』資料編中世二・『戦佐』九〇二号)。
- (81) 芦浦観音寺文書七号(『草津市史資料集』六・『戦佐』九三六)。
- (82) 芦浦観音寺文書九号(『戦佐』九四一・九五〇)。
- (83) この訴訟については、村井祐樹「佐々木六角氏家臣団の結合形態」(前掲註(3) 村井著書、初出二〇〇〇年)。
- (84) 芦浦観音寺文書八号(『戦佐』九三九)。
- (85) 芦浦観音寺文書一五号(『戦佐』九五二)。
- (86) 芦浦観音寺文書一四号(『戦佐』九四八・九五一)。
- (87) 「多聞院日記」永祿九年九月二五日条。
- (88) 「多聞院日記」永祿一〇年四月条〜五月条。
- (89) 「大仙院文書」五六号(『戦佐』七八三)。木村政延氏所蔵文書「戦佐」九〇四)。なお、「15E-10」のみ狛一族ではなく「青地駿河守」が取り次いでいる。椿井政隆は、おそらくこの書状に影響を受けて「青地駿河守軍勢帳」(前掲註(6) 拙編「別表」E八八号)を作成したものとみられる。

- (90) 東寺百合文書シ函七九号・八〇号。
- (91) 『大乘院寺社雜事記』応仁二年一月八日条。
- (92) 前掲註(69) 黒川論文。特に断らない限り、大北氏についてはこれによる。
- (93) 東寺百合文書イ函二一九号(『戦国遺文三好氏編』四二二号、以下『戦三』四二二と略)・キ函二二二号(『戦三』一八五七)・キ函二二六号(『戦三』一八五八)・東文書(『戦三』一八四八)・『松尾大社史料集』文書篇一五三三号(『戦三』一八四九)・法隆寺文書二函二八八号(『昭和資材帳八 法隆寺の至宝』・『戦三』一八五九)。谷口克広『織田信長家臣人名辞典(第二版)』(吉川弘文館、二〇一〇年)九三頁では、奈良明王院の坊官とするが誤解であろう。
- (94) 『多聞院日記』天正三年七月二六日条。
- (95) 法隆寺文書二函一五九号〜二六三号。元龜三年「小五月郷間別改打帳」(内閣文庫蔵大乘院文書)。そのほか大永七年には、狛氏と對抗関係にあった椿井氏に味方する大北綱・澄を確認できる(「椿井先祖へ来書写」六〇号・六四号・六九号・一二四号)。天文後期には大喜多廣の名もみえる(同上七一号)。
- (96) 熱田公「山城国一揆に関する一考察」(同『中世寺領荘園と動乱期の社会』思文閣出版、二〇〇四年、初出一九五九年)註(13)。
- (97) 『桜井市史』史料編下巻四七二頁。
- (98) 『澤氏古文書』二六一号。
- (99) 鷹山家文書上二二六号。この史料については、前掲註(34) 拙稿も参照されたい。

〔付記〕史料の閲覧にあたっては、廣橋延博氏と奈良県教育委員会の山田淳平氏に大変お世話になりました。末筆ながら記して謝意を表します。